

# 牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2014, 08

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

## ★建設業★ 案の定!! 増えつつある一人親方・・・



今年3月末時点の社会保険加入状況を国交省がまとめました。  
2012年11月からの1年5か月の間に8,316業者が指導を受けて新たに社会保険に加入。再三の指導にもかかわらず加入しなかったとして、8,273業者が厚労省の社会保険担当部局に通報されました。建設業許可部局により指導を受け、約半分が加入。約半分が加入せずに通報されたという結果です。通報された業者は、年金事務所による加入指導や立ち入り検査を受け、**それでも加入しない場合は再び許可部局に戻され、建設業法に基づく指示処分や営業停止処分**が行われているそうです。

国土交通省や各都道府県が行っている建設業者の社会保険加入の確認及び指導は、建設業許可の申請や経営事項審査（経審）の申請時などです。経審を受けている会社さんは、毎年。経審を受けていない会社さんでも更新申請（5年ごと）で必ず社会保険の加入の有無を確認されることになっています。2012年11月に始まったこの社会保険加入指導（5か年計画）ですが、5年後の2017年までに加入すればよいというものではありません。「17年度までに加入すればよいと思っていた。今すぐ加入しろと言われても、そんなお金はない。」と言う専門工事業者さん。「昨年、のれんわけしてもらい、法人化して建設業許可を得たが、その後、社員の社会保険の加入状況を調査され、加入できないため会社をたたんだ」と言う専門工事業者さん。やはり、一人親方が増えてしまう結果となりました。社会保険に入っていない職人さんは、一人親方になるしかない…。一人親方は、社会保険適用除外なのですから。（㊟社会保険とは、いわゆる「会社の健康保険」、そして「厚生年金」のことです。一人親方が加入するのは、「国民健康保険」と「国民年金」です。）

こんな疑問、湧いてきませんか？「一人親方で建設業許可は取れないの？」

「社会保険に入っていないと建設業許可は取れないの？」

下請業者さんのことなど、気になる事業者様は、担当までご連絡下さい。

冷夏予想撤回！ 猛暑 熱帯夜続き！ お暑さのお見舞い申し上げます  
外で仕事をされる方が事故に遭わないか心配です。  
また、熱帯夜も続き睡眠不足に拍車を掛けます。どうぞご安全に！

## ★運送業★ 書面化について

事業者の皆様のお手元には各地方運輸支局よりアンケートが届きましたでしょうか。（一部事業所を除く）

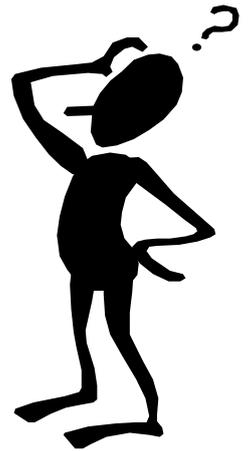
支局から郵便物が届くとなぜかドキッとされる方もちらほら

・・・不安で電話やFAXをいただきます。

安心してください！アンケートですから！と答えると、

「書面化推進ガイドラインなんて知らない。

素直に答えると、監査ってきますか？」という質問をいただきました。



### トラック運送事業者における書面化推進ガイドラインとは・・・

近年の不況の下、貨物運送事業者において、荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者のニーズに応えることを重視するあまり、**過剰に安価な形で輸送サービスを提供する傾向**があります。荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者の行き過ぎた要求が安全性を阻害する要因の一つになっている事例も一部で指摘されています。このような事例を的確に是正するために、適正な取引の確保及び安全運行の確保を図るため、貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正及び「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」を運送条件等に係る重要事項の書面化を進めるとともに、貨物自動車運送事業法に基づく荷主勧告について適切な運用を進めるべく運用を強化することとしている。というわけです。

#### 書面化を行うことによるメリット

安全運行阻害や荷待ち時間の発生を回避することができる  
運送や附帯業務に伴う適正な代価の收受ができる  
消費税の転嫁や燃料サーチャージの導入できる



元請事業者にはこれらの趣旨を理解していただき、非合理的な到着時間の設定や荷待ち時間が過剰に長い等、安全を阻害する行為の解消に努めていただく必要があります。運送業者に対し適切に運送条件等に係る重要事項を書面により示す対応を実施する等、傘下事業者への周知徹底が必要になります。

メール等でも構いません。標準のガイドライン記載の標準様式もありますので、お問い合わせいただければお送り致します(^^)v

#### 標準貨物運送約款平成 26 年 4 月より改正

##### 新しいものを各営業所に掲示してください

○改正された点○

荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者からの運送上の発出を原則化  
付帯業務の明確化

## ★運送業★ 事業用自動車の運転者について

ドライバーってバイトはいけないの？ 驚くような質問を受けることがあります。

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条(過労運転の防止)に、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者を常時選任してお行かなければならない。

選任する運転者は、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者及び試みの使用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く)であってはならない。と定めてあります。



この日々雇い入れられる者、  
**2か月以内の期間を定めて使用される者**  
**及び試みの使用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く)**って大きな意味があることをご存知ですか？

そうなんです、①社会保険適用除外 ②解雇予告除外 なんです。とういことで、みなさん入社2週間以内の試用期間中の方を運転者に選任したりなさらないようご注意ください。

また最近、厚労省では「キャリアアップ助成金」と言って非正規雇用から正規雇用に移行した場合に一人いくらかの助成金を受けることが出来る制度だそうですが、2か月なら社会保険も除外だからって「2か月の雇用契約」なんてドライバーさんは困りますから…

また、副業？ 昼間よその会社で働いていてそこで社会保険等手続きをして、夕方から夜間乗務する…なんてダメですから。条文のとおり、「過労運転」になってしまいます。事故を起こしてからでは元も子もなくなってしまいます！

※運転の補助ならいいかもしれませんが、運転者としての選任はできないことになっていますので、ご心配な方は牟田美幸までご連絡ください。

### 整備管理者と補助者について

整備管理者は、自動車の点検・整備等の資格がなくても、「整備管理者選任前研修」を修了した者でよいことになっています。整備管理者選任前研修自体の受講資格はありません。しかし、整備管理者として**選任**するには、整備管理に関して2年以上実務経験が必要となりますので、補助者として実務経験を積みましょう。たまに、選任届の履歴に「**整理管理の実務**」らしきものが見当たらない方がいます。危険ですね～

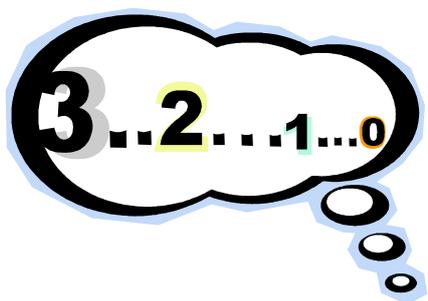
整備管理補助者は、整備管理者が補助者に対して

**★整備管理規程の内容及び整備管理者選任前研修の内容について研修等の教育をすることが定められています。**もちろん、その補助者が整備管理者選任前研修修了者であれば、整備管理規程の内容だけでよいです。

ポイント！ わが社の整備管理者候補の方は、**整備管理の補助業務の実務経験がありますか。**

**2年以上ですよ～(^o^)/** なければ、今から補助者になって頂きましょう。

## ★法人版マイナンバー法設立★ 2016年スタート！！



マイナンバー制度は、国民一人ひとりに12桁の番号を割り振り、社会保険・税・防災に関して一元的に管理するというもの。昨年5月31日「**行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律**」（マイナンバー法）が成立し、個人を対象とした制度として話題となっていた。

実はこの制度、住民に割り当てる個人番号と別に、**企業や官公庁などに割り当てる「法人番号」も規定している。**

### ○個人情報保護とは無関係に手軽○

法人マイナンバーには制度上、個人情報保護法の特別版のような位置づけになっており、個人情報保護に関わる規定が及ばない。商号または名称、本店または主な事務所の所在地、法人マイナンバーからなる「基本3情報」は国税庁が公表する。この**公表された法人番号は民間でも自由に使用可能。**

法人マイナンバーを導入することにより、財務省や国税庁をはじめとした**行政機関は事務作業の効率化を図ることが可能。許認可手続きもスピードアップが期待できる。**行政分野ごとに識別番号が異なる為、管理が整う。さらに**2017年1月から、ネット上で登記や納税証明書などを一括で申請・取得できるようになる。**また、これまでは複数の行政窓口に類似書類を別々に提出することがあった。しかし法人マイナンバーにより、**行政機関側で情報連携ができるようになれば、煩雑した申請作業もワンストップ化が実現する。**日本の行政手続きは主要国の中でも煩雑さが目立っており、外資系企業の不満が強く、法人マイナンバーで行政手続きを改善できるかは対日投資にも影響を与える予想。

また、消費税引き上げに伴い、軽減税率が導入された場合、課税される事業者が発行する税額記載の明細書を利用し、軽減税率の確定が行われる可能性がある。明細書を発行した事業者を特定するためには法人マイナンバーを使用するのが合理的。むしろ**法人マイナンバーがないと軽減税率の導入が難しいと言われている。**

法人マイナンバーの適用が普及すれば、大きな効果が期待できる。行政手続きの簡素化が進めば、社会の動きに迅速に対応できるはず。今後の動きに注目です！！

### マイナンバー

来年秋ごろには市区町村が国民全員にマイナンバーが記載された「**通知カード**」を郵送。希望者には氏名、住所、顔写真などを記載したICチップ入りの「**個人番号カード**」が配られます。

行政機関は現在、国民の個人情報をばらばらに管理していますが、マイナンバーで年金、医療、介護、税務などの情報を結びつけることができます。この結果、行政コストが削減できるほか、個人の所得状況や社会保障の受給実態を正確に把握しやすくなり、公平で効率的な社会保障給付につながる。「税逃れ」の防止にも役立つ。と大いに期待されていますが…